



平成20年3月12日

各 位

東京都新宿区西新宿一丁目25番1号

株式会社B B H

(URL <http://www.bbanc.co.jp>)

代表者名 代表取締役社長 田原 弘之

(コード番号：3719)

問合せ先 執行役員 江口 航

電話番号：03-3348-8380

通常型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関する件

当社は、平成20年3月12日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役の年額報酬の範囲内で、ストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成20年3月27日開催予定の当社第44回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対し新株予約権を発行する理由

当社取締役の、業績向上に対する意識や意欲を一層高めるとともに、株主価値の向上を意識させるためのインセンティブを与えることを目的として、ストック・オプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 各新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 1,000,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、新株予約権 1 個当りの目的となる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整する。

(2) 新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき普通株式 1,000 株)

(3) 新株予約権の払込金額

無償とする。

(4) 行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際し出資される財産は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権を発行する日におけるジャスダック証券取引所の当社株式普通取引の最終価格に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の金額は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株の発行(新株予約権による権利行使の場合を除く。)または自己株式を処分する場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整する。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日から 2 年を経過する日の翌日から 10 年間

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者である当社取締役は、権利行使時において当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。

- ② 新株予約権者は、権利行使時において、当該行使に係る新株予約権割当ての日以降、破産宣告を受けていないこと、法令及び当社の内部規律に違反する行為がないことを要する。
- ③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。
- ④ 新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができないものとする。

(7) 新株予約権の取得事由

当社は新株予約権の割当を受けた者が、上記(6)①及び②に定める規定に該当しなくなったとき、当社が消滅会社となる合併契約書、吸収分割契約書もしくは新設分割計画が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案及び株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当該新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を必要とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記①の資本金等増加限度額から前記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の公正価額

新株予約権の公正価額は、割当日における当社株価および行使価額等の諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデルを用いて算定する。

(11) 細目事項

新株予約権に関するその他の細目事項については、本総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによるものとする。

以 上